琉球大学入学資格審査申請要項

琉球大学へ学校教育法施行規則第150条第7号の規定により出願する者については、 事前に個別の入学資格審査を受け、認められた場合に限り出願を認めます。入学資格審査 は、入学試験管理委員会が下記により実施します。

1. 入学資格審査の対象者

- (1) 高等学校段階の課程を有する外国人学校を卒業した者及び卒業見込みの者
- (2)各種の学校等における学習歴及び社会における実務経験等により、高等学校卒業と同等以上であると認められる者。

2. 申請手続

出願を予定している選抜について、次の書類を取り揃え申請してください。

- (1) 本要項「1. o(1)」に該当する者 (1, 0, 1) については不要な場合があります。)
 - ア. 入学資格認定交付申請書(本学所定の様式)
 - イ. 当該学校の教育が12年の課程であることを証明できるもの
 - ウ. 当該学校の教育内容等を証明できるもの
 - エ. 当該学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - オ. 特別選抜 (総合型・学校推薦型・社会人・帰国生徒) を希望する場合は、上記のほか、当該学校の長が作成する調査書(文部科学省が定める書式に準拠していること。)
- (2) 本要項「1. の(2)」に該当する者
 - ア. 入学資格認定交付申請書(本学所定の様式)
 - イ. 学習歴等の調書(本学所定の様式)
 - ウ. 学習歴等を確認できる書類
 - エ. 特別選抜 (総合型・学校推薦型・社会人・帰国生徒) を希望する場合は、上記のほか、当該学校の長が作成する調査書(文部科学省が定める書式に準拠していること。)

3. 入学資格審查基準

(1) 本要項1.(1) の申請者

申請者の当該学校の教育内容等が高等学校学習指導要領に準じているかを精査し、高等学校と同等以上であるかを審査します。

具体的には、当該学校の年間及び週当たりの授業時間数、履修する主要教科・科目及び卒業までに必要な単位数が高等学校学習指導要領に定めている標準授業時間数、すべての生徒に履修させる各教科・科目及び卒業までに習得させる単位数と同等以上であること。

(2) 本要項1.(2) の申請者

申請者の学習歴及び社会での実績等について精査し、高等学校卒業と同等以上の学力が あるかを審査します。

- (3) 上記(1)及び(2)については、必要に応じて面接を行うこともあります。
- (4) 特別選抜(総合型・学校推薦型・社会人・帰国生徒)については、上記のほか、本学 の各学科等が定める出願要件に適合しているかを審査します。

4. 申請期間及び申請書類の提出先

- (1) 出願する当該年度の7月に公表する入学者選抜要項に記載する指定期日までに申請してください。
- (2) 申請書類を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒表面に「大学入学資格認定交付申請書在中」と朱書きしてください。また、返信用封筒(長形3号=縦23.5cm×横12cm)(郵便番号・住所・本人の氏名を明記したうえ、簡易書留の切手を貼付したもの)を同封してください。持参する場合も上記の返信用封筒が必要になります。なお、大学入学共通テストの出願に必要な場合も、(1)の期日までに申請してください。

提出先 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地 琉球大学 学生部 入試課 宛 (電話 098-895-8141)

5. 入学資格審査の結果

入学資格審査の結果は、9月末日までに申請者宛に郵送により発送します。 入学資格を認められた者については、「琉球大学入学資格認定書」を交付します(総合型 選抜は8月末日までに発送)。

6. 琉球大学入学者選抜試験の受験について

「琉球大学入学資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学者選抜試験に出願することができます。出願の際は、必ず「琉球大学入学資格認定書(写)」を添付してください。

7. その他

入学資格が認められた後であっても、申請書類の内容に事実と異なる点があった場合に は、入学資格を取り消します。

附則(令和4年8月25日)

1. この基準は、令和4年8月25日から施行し、令和4年4月1日から適用します。 (琉球大学入学試験管理委員会制定)